

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会

資 料

令和6年1月24日（水）

埼玉会館 3B会議室

目 次

	ページ
◇埼玉県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿	1
◇埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則	2
◇公衆浴場の入浴料金について	3
◇公衆浴場業の現状	4
◇公衆浴場への助成制度	5
◇令和4年度公衆浴場経営実態調査について	6
◇エネルギー・物価等の高騰状況及びその影響	7
◇入浴料金の改定について	9
◇参考資料（全国公衆浴場入浴料金一覧表）	10
◇公衆浴場入浴料金改定申請書	11

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

(任期：令和4年6月13日～令和6年6月12日)

	氏 名	職 名
学 識 経 験 者	みやざき まさと 宮崎 雅人	埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授
	おがわ ひさし 小川 寿士	埼玉県議会議員
	いわたか たかひろ 岩永 貴浩	さいたま市保健福祉局保健部生活衛生課課長補佐
利 用 者 代 表	のむら くみ 野村 久美	情報労連埼玉県協議会女性担当
	よしだ ゆみこ 吉田 裕美子	埼玉県地域婦人会連合会事務局長
	たかはし とみお 高橋 登美雄	川口市上青木地区民生委員児童委員協議会会長
経 営 者 代 表	いわしろ ひでのり 岩代 秀則	埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
	なばたけ じゅんこ 菜 畠 順子	埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合理事
	まつだ まちこ 松田 万知子	埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合 熊谷支部 事業部長

改 令和 三年 三月三〇日規則第一〇号

正

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則をここに公布する。

埼玉県公衆浴場入浴料金審議会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審議会は、委員十二人以内をもって組織する。

（委員）

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 公衆浴場の利用者の意見を代表する者
- 三 公衆浴場の経営者の意見を代表する者

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（会議の公開）

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（議事録）

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

一部改正〔令和三年規則一〇号〕

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

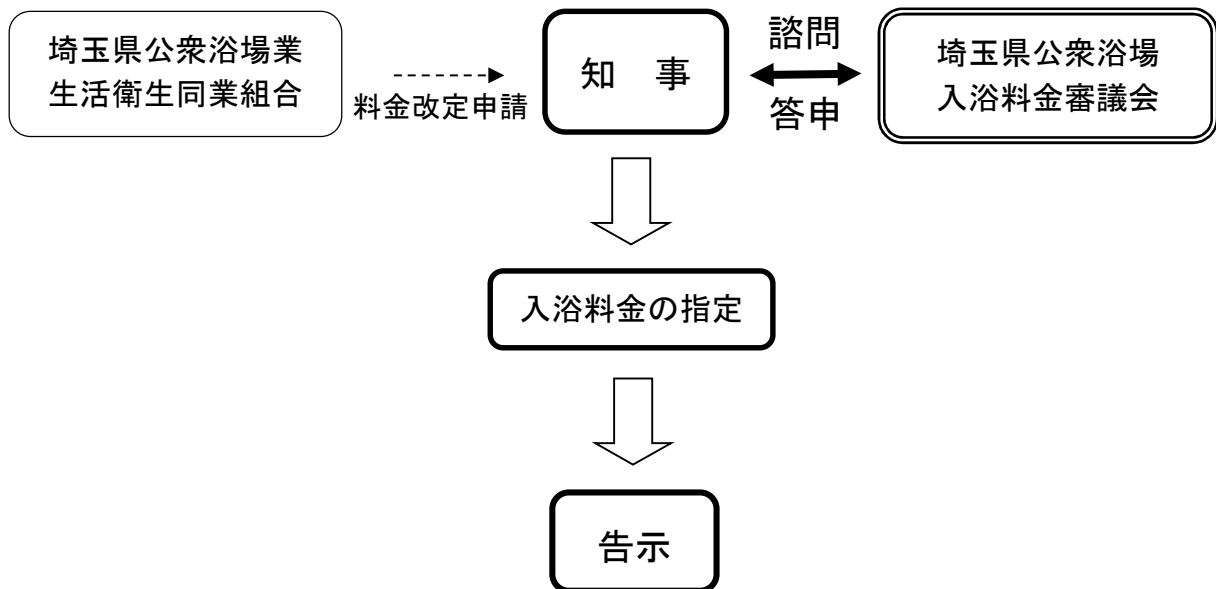
公衆浴場の入浴料金について

1 公衆浴場入浴料金について

○物価統制令に基づき、一般公衆浴場（銭湯）の入浴料金は知事が上限額を指定する。

○料金（最高統制額）を改定する場合は、

- ①審議会等を設置し、関係者の意向を把握する
- ②公衆浴場経営について、実態調査を行う



2 埼玉県公衆浴場入浴料金審議会委員

- (1) 委 嘱 知 事
- (2) 任 期 2 年
- (3) 人 数 9 人
- (4) 構 成
 - ア 学識経験者（3人）
 - イ 公衆浴場の利用者の意見を代表する者（3人）
 - ウ 公衆浴場の経営者の意見を代表する者（3人）

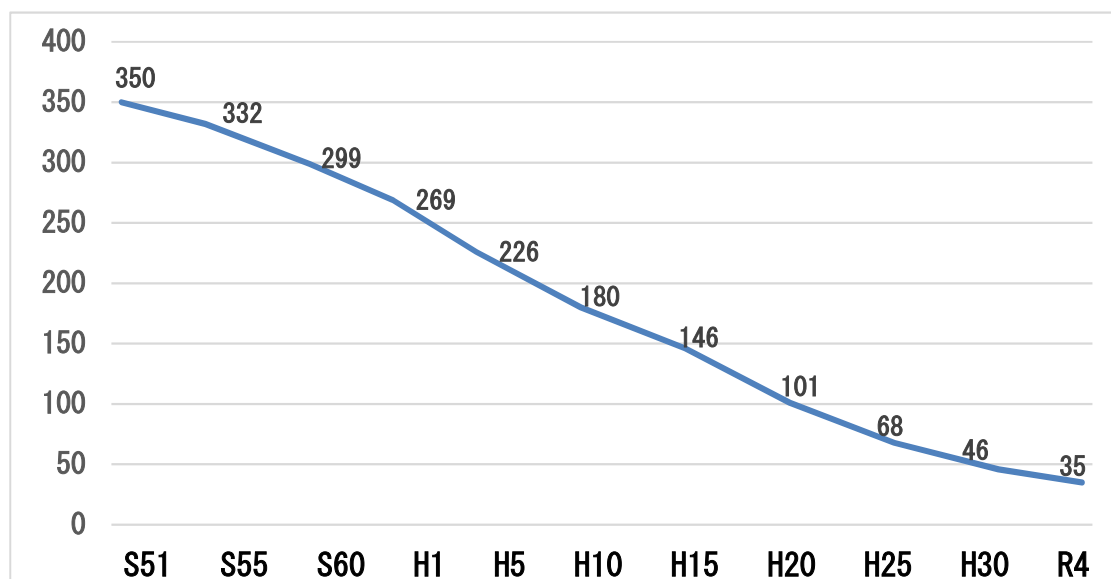
3 公衆浴場入浴料金（令和4年10月1日施行）

大人（12歳以上）	480円
中人（6歳以上12歳未満）	180円
小人（6歳未満）	70円

公衆浴場業の現状

1 一般公衆浴場数の推移（衛生行政報告例より）

（施設数）



2 入浴料金の推移

（単位：円）

期間	区分	大人	中人	小人	洗髪料
R 4. 10. 1 ~		480	180	70	
R 2. 4. 1 ~ R 4. 9. 30		450	180	70	
H26. 10. 1 ~ R 2. 3. 31		430	180	70	
H18. 12. 26 ~ H26. 9. 30		410	180	70	
H12. 10. 1 ~ H18. 12. 25		380	180	70	
H 9. 7. 1 ~ H12. 9. 30		370	170	70	
H 7. 10. 1 ~ H 9. 6. 30		350	150	70	
H 7. 1. 1 ~ H 7. 9. 30		340	150	70	
H 5. 7. 23 ~ H 6. 12. 31		330	140	70	
H 4. 7. 10 ~ H 5. 7. 22		320	130	60	
H 3. 8. 10 ~ H 4. 7. 9		310	120	60	
H 2. 6. 25 ~ H 3. 8. 9		300	120	60	
H 元. 6. 20 ~ H 2. 6. 24		280	110	60	
S63. 7. 11 ~ H 元. 6. 19		270	100	60	
S62. 7. 24 ~ S63. 7. 10		240	100	60	30
S61. 8. 5 ~ S62. 7. 23		230	100	60	30
S59. 7. 13 ~ S61. 8. 4		220	100	60	30
S58. 7. 8 ~ S59. 7. 12		210	100	60	30
S57. 7. 1 ~ S58. 7. 7		200	100	60	30
S55. 11. 11 ~ S57. 6. 30		190	100	60	30
S54. 11. 9 ~ S55. 11. 10		170	70	40	20
S53. 11. 10 ~ S54. 11. 8		155	70	40	20
S52. 8. 9 ~ S53. 11. 9		130	70	40	20
S50. 12. 1 ~ S52. 8. 8		100	50	30	20
S49. 12. 1 ~ S50. 11. 30		90	40	20	20
S49. 4. 22 ~ S49. 11. 30		70	30	15	10
S48. 12. 5 ~ S49. 4. 21		60	30	15	10
S47. 12. 5 ~ S48. 12. 4		48	20	10	10
S46. 12. 1 ~ S47. 12. 4		40	20	10	10

大人：12歳以上 中人：6歳以上12歳未満 小人：6歳未満

公衆浴場への助成制度

1 当初予算の推移

(単位：千円)

年度 制度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
経営安定化対策補助	6,400	6,400	6,400	6,800	6,800
福祉ボランティア事業補助	30	30	30	30	30
合 計	6,430	6,430	6,430	6,830	6,830

2 公衆浴場補助事業

制 度	令和4年度事業実績		令和5年度事業内容	
経営安定化 対策補助	当初予算	6,800千円	当初予算	6,800千円
	補助額 対象設備	6,386千円 元釜、ろ過器等の設置又 は改修に要した費用 レジオネラ検査経費	対象設備	元釜、ろ過器等の設置又 は改修に要した費用 レジオネラ検査経費
	補助件数	46件	補助率	1/2 (ただし、限度額あり)
福祉ボランティ ア事業補助	当初予算	30千円	当初予算	30千円
	補助額	30千円	補助額	30千円
	事業内容	子どもの日に幼児無料 入浴サービスを実施。 (実施浴場数：26浴場)	補助対象	子どもの日に幼児無料 入浴サービスを実施。 (実施浴場数：31浴場)

3 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に係る補助事業

○一般公衆浴場燃料費等高騰対策支援事業

一般公衆浴場に対し、高騰する燃料費、光熱費等の影響を緩和するための補助を行うもの

令和4年度予算 11,514千円 対象33施設

令和5年度予算 4,019千円 対象32施設

令和4年度公衆浴場経営実態調査について

1 根拠

○公衆浴場経営実態調査要綱（昭和38年8月12日厚生省環境衛生局長通知）

「この調査は、公衆浴場経営の実態を把握することにより、適正な入浴料金統制額の指定を行う場合の基礎とすること。」

2 調査対象

次の条件により埼玉県保健医療部生活衛生課が選定した「6浴場」

(1) 原則として、一般公衆浴場以外の事業を営んでいない浴場

(2) 各浴場の1日当たり平均入浴者数が県内浴場の入浴者数の平均値に近似する浴場

3 調査結果

(1) 営業収支（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）

6浴場の平均営業収支

収 入	18,349,833円
支 出	20,554,661円
収支差額	-2,204,828円

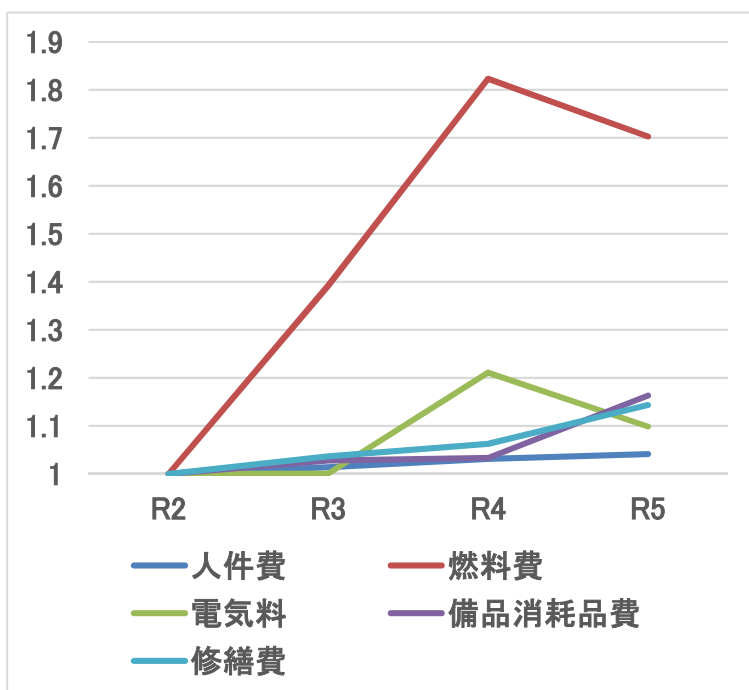
(2) 入浴者数調査（令和4年11月7日から令和4年11月13日の7日間）

1日当たりの平均入浴者数

大人（12歳以上）	117.7人
中人（6歳以上12歳未満）	1.1人
小人（6歳未満）	0.8人
合計	119.6人
合計（大人換算）	118.2人

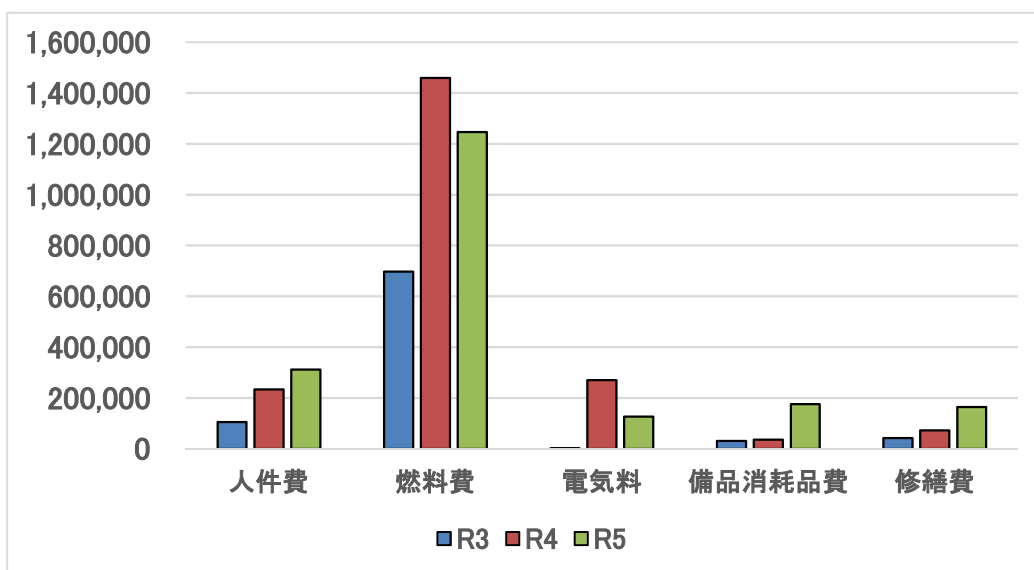
エネルギー・物価等の高騰状況及びその影響について

1 公衆浴場業におけるエネルギー等高騰状況（令和2年～令和5年）

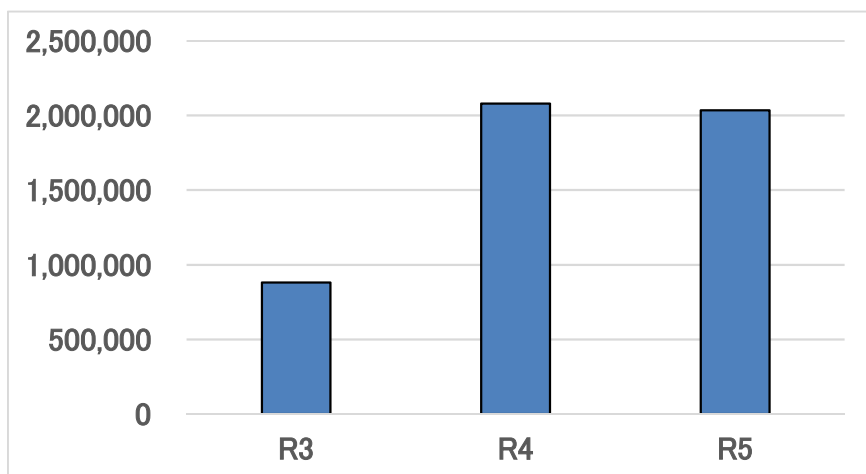


※R2 を基準とした場合の各経費の上昇率（※R2 を1とした場合の比率）
 （参考：消費者物価指数、企業物価指数、毎月勤労統計調査）

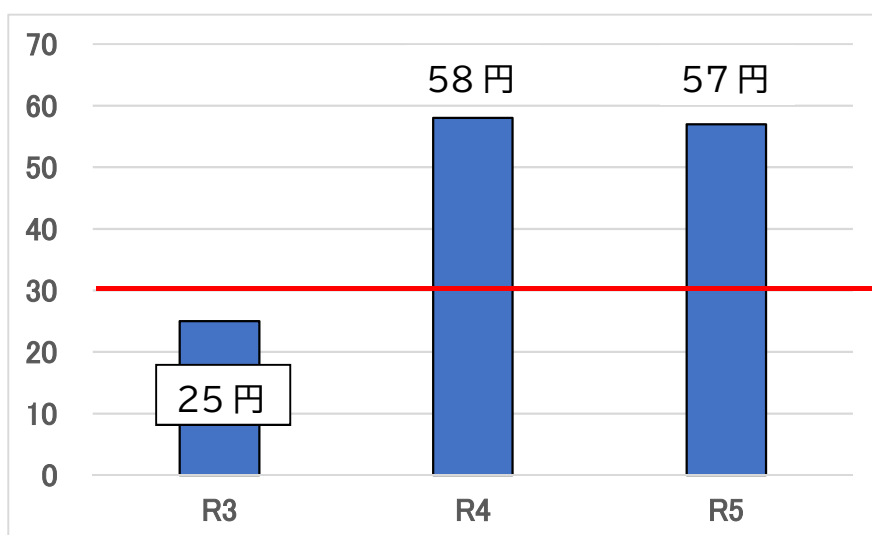
2 エネルギー・物価等高騰の影響額（円）：経費別（※R2を0とした場合）



3 エネルギー・物価等高騰の影響額（円）：総支出（※R2を0とした場合）



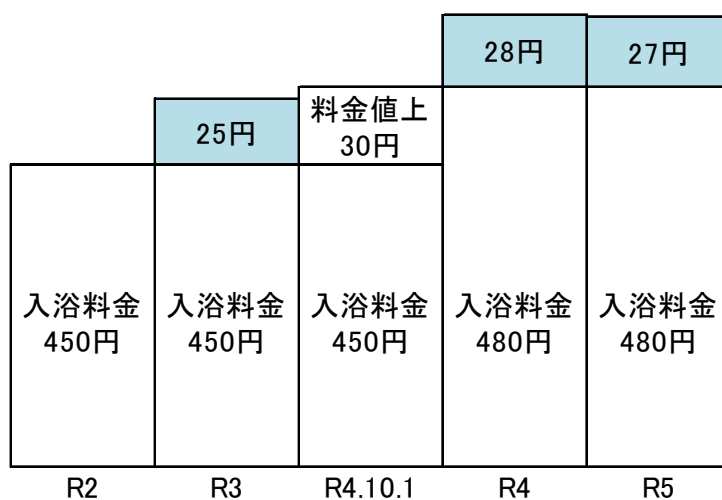
4 エネルギー・物価等高騰の影響額（円）：入浴者1人当たり（※R2を0とした場合）



（※R2を0とした場合）

前回30円値上げ
（R4.10.1）

5 前回の入浴料金改定による効果と現在の状況



入浴料金の改定について

1 入浴料金改定のイメージ図

		7円			
28円	27円	20円	30円	40円	
入浴料金 480円	入浴料金 480円	入浴料金 500円	入浴料金 510円	入浴料金 520円	
R4	R5	案1	案2	案3	

2 入浴料金改定の試算

各入浴料金改定案と入浴者1人当たりの収入増加額（円）

改定案	大人	中人	小人	収入増加額
案1-1	500	180	70	19.9
案1-2	500	200	70	20.1
案2-1	510	180	70	29.9
案2-2	510	200	70	30.1
案3-1	520	180	70	39.9
案3-2	520	200	70	40.1

（参考）再掲：1日当たりの平均入浴者数

大人（12歳以上）	117.7人
中人（6歳以上12歳未満）	1.1人
小人（6歳未満）	0.8人
合計	119.6人
合計（大人換算）	118.2人

参考資料（全国公衆浴場入浴料金一覧表）

都道府県名	施行年月日	入浴料金（円） （R6. 2. 1時点）				普通浴場数 （R5. 3）
		大人	中人	小人	洗髪	
1 北海道	令和 5 年 10 月 1 日	490	150	80	0	179
2 青森県	令和 5 年 4 月 10 日	480	170	80	0	211
3 岩手県	令和 2 年 4 月 1 日	480	170	80	0	13
4 宮城県	令和 5 年 1 月 1 日	480	160	90	0	6
5 秋田県	平成 31 年 1 月 1 日	460	130	90	0	6
6 山形県	平成 7 年 4 月 1 日	300	120	80	0	0
7 福島県	平成 30 年 4 月 1 日	450	150	90	0	9
8 茨城県	平成 10 年 3 月 1 日	350	130	70	0	1
9 栃木県	令和 5 年 2 月 15 日	460	200	100	0	8
10 群馬県	令和 5 年 8 月 1 日	450	200	100	0	18
11 埼玉県	令和 4 年 10 月 1 日	480	180	70	0	35
12 千葉県	令和 5 年 12 月 1 日	500	170	70	0	38
13 東京都	令和 5 年 7 月 1 日	520	200	100	0	466
14 神奈川県	令和 6 年 2 月 1 日	530	200	100	0	119
15 新潟県	令和 5 年 1 月 1 日	480	150	70	0	26
16 富山県	令和 5 年 4 月 1 日	470	150	70	0	73
17 石川県	令和 5 年 4 月 1 日	490	130	50	0	61
18 福井県	令和 6 年 1 月 1 日	490	160	70	0	15
19 山梨県	令和 元年 12 月 1 日	430	170	70	0	15
20 長野県	令和 5 年 4 月 1 日	440	150	70	0	31
21 岐阜県	令和 5 年 4 月 1 日	500	180	100	0	17
22 静岡県	令和 5 年 10 月 1 日	490	200	100	0	11
23 愛知県	令和 5 年 4 月 1 日	500	180	100	0	71
24 三重県	令和 5 年 4 月 1 日	470	150	70	0	23
25 滋賀県	令和 5 年 5 月 1 日	490	150	100	0	13
26 京都府	令和 4 年 10 月 1 日	490	150	60	0	137
27 大阪府	令和 5 年 8 月 28 日	520	200	100	0	366
28 兵庫県	令和 5 年 2 月 1 日	490	180	80	0	146
29 奈良県	令和 5 年 10 月 1 日	480	200	100	0	20
30 和歌山県	令和 元年 10 月 1 日	440	150	80	0	19
31 鳥取県	令和 3 年 4 月 1 日	440	150	80	0	11
32 島根県	令和 5 年 5 月 1 日	430	160	90	0	1
33 岡山県	令和 4 年 12 月 1 日	450	200	100	0	12
34 広島県	令和 4 年 11 月 1 日	480	200	100	0	42
35 山口県	令和 4 年 5 月 1 日	450	160	80	0	16
36 徳島県	令和 5 年 1 月 1 日	450	150	70	0	21
37 香川県	令和 5 年 10 月 1 日	450	150	60	0	15
38 愛媛県	令和 5 年 4 月 1 日	450	150	60	0	26
39 高知県	令和 5 年 10 月 1 日	450	150	60	0	7
40 福岡県	令和 5 年 4 月 1 日	480	200	100	0	32
41 佐賀県	平成 8 年 2 月 15 日	280	130	80	50	1
42 長崎県	令和 5 年 4 月 1 日	400	150	80	0	12
43 熊本県	令和 4 年 11 月 1 日	450	150	80	0	52
44 大分県	令和 4 年 12 月 27 日	430	160	80	0	74
45 宮崎県	平成 20 年 2 月 1 日	350	130	60	0	10
46 鹿児島県	令和 5 年 12 月 25 日	460	150	80	0	217
47 沖縄県	平成 18 年 2 月 11 日	370	170	100	0	1

大人の 入浴料金 （円）	中人の 入浴料金 （円）	都道府県名
530	200	神奈川県
520	200	東京都 大阪府
500	180	岐阜県
	170	愛知県 千葉県
490	200	静岡県
	180	兵庫県
	160	福井県
	150	北海道
		滋賀県
	130	京都府 石川県
480	200	奈良県
		広島県
		福岡県
	180	埼玉県
	170	青森県 岩手県
160	宮城県	
150	新潟県	
470	150	富山県 三重県
460	200	栃木県
	150	鹿児島県
	130	秋田県
450	200	群馬県 岡山県
	160	山口県
	150	福島県
		徳島県
		香川県
		愛媛県 高知県 熊本県
440	150	長野県 和歌山県 鳥取県
430	170	山梨県
	160	島根県 大分県
400	150	長崎県
370	170	沖縄県
350	130	茨城県 宮崎県
300	120	山形県
280	130	佐賀県

公衆浴場入浴料金改定申請書

令和 5 年 11 月 10 日

埼玉県知事
大 野 元 裕 様

埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合
理 事 長 岩 代 秀 則

平素より公衆浴場の経営の安定と確保のために、多大なるご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

県当局におかれましては、地域住民が健康で衛生的な生活をするために日々ご尽力されておりますことに敬意を表すると共に、私共公衆浴場に対しまして、埼玉県公衆浴場経営安定化対策資金補助金などの助成策を継続していただき深く感謝申し上げます。

さて、一般公衆浴場は行政の種々の助成策にも拘わらず、施設の老朽化、後継者不足等により転廃業が進み、現在の組合員数は 30 軒となっております。

今年 5 月より新型コロナウイルスの感染症の位置付けが 5 類に移行され通常業務に戻る事を期待しつつ経営努力を重ねて参りましたが、昨年からのエネルギー価格の高騰に伴う光熱費等の値上げの影響は想定外の状況となっております。

こうした状況の下、私共組合は入浴料金の改定について協議を重ねてきました。現在の入浴料金については、昨年 10 月に改定されたもので、短期間に再度の値上げについては慎重になるべきであるという意見がありましたが、一方で自助努力にも限界があるとの声も多く、現在の入浴料金のままでは新たな設備投資や人件費の確保が更に難しくなり、廃業を選択せざるを得ない状況に陥ることが懸念されます。

私共組合としては、これからも一般公衆浴場が地域住民に果たす役割を十分に理解し、利用者の利便性を確保するための施策を講じると共に、経営の安定のための工夫や努力を重ね、業の活性化に積極的に取り組んで参ります。

以上の私共の事情をご賢察のうえ、入浴料金の改定に特段のご配慮をお願い申し上げます。

